

鎌倉市スポーツ協会加盟規定

(趣旨)

第1条 この規定は、鎌倉市スポーツ協会規約第21条に基づき、本会に加盟しようとする団体について必要な事項を定める。

(本会に加盟しようとする団体の資格)

第2条 本会に加盟しようとする団体は、次の各号の資格を有するものとする。

- (1) 鎌倉市スポーツ協会規約第3条に基づき、本会の目的、事業、活動を理解した市内の競技別アマチュアスポーツ団体(武道団体を含む)であること。
- (2) 市内において、その競技を統括・代表する団体、組織であること。
- (3) 十分な活動実績を有し、継続性が見込まれる団体であること。
- (4) 適当な加盟者数を有すること。

(関係書類の提出)

第3条 加盟団体は、毎年度、当初に事業計画表及び予算書を、当該年度終了後1か月以内に、当該年度の事業実績書及び決算書を提出しなければならない。

(会費の納付)

第4条 加盟団体は、毎年度、6月末日までに分担金(会費)を納付しなければならない。

(変更書類の届出)

第5条 加盟団体は、選出理事、規約、その他提出書類等に変更があった場合は、速やかにその旨を届出なければならない。

(その他)

第6条 この規定に定めのない事項については、会長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成16年5月19日から施行する。
- 2 この規定は、平成21年4月1日から施行する。